

京都市立総合支援学校生徒の事故等について

京都市立総合支援学校を対象に実施する「医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援事業」(以下、「通学支援事業」という。)で、令和7年2月に発生した事故及び令和8年7月に発生した京都市立北総合支援学校における生徒の校内閉じ込め事案について報告します。

1 通学支援事業における事故について

(1) 通学支援事業について

①事業概要

京都市立総合支援学校に在籍するスクールバスでの通学が困難な医療的ケア児を対象に、福祉タクシー等の車両に訪問看護ステーション等の民間事業者の看護師等が同乗し、保護者が付き添うことなく、医療的ケア児を登下校時に学校及び自宅へ送迎する事業。

②開始時期

令和4年度

③事業形態

ア 福祉タクシー等の車両

医療的ケア児の保護者及び保護者が希望する事業者並びに学校で覚書を締結し、事業者からの請求に基づき、学校から事業者の使用料を支払う。(京都府が所管する特別支援教育就学奨励費を活用して支払い)

イ 訪問看護ステーション等の看護師等

保護者が希望する事業者と京都市教育委員会において業務委託契約を締結し、事業者からの請求に基づき、看護師等を派遣する委託料を京都市教育委員会から事業者を支払う。

※上記ア・イにより、通学支援事業を利用するにあたり、保護者の費用負担は生じない。(一部キャンセル料等が発生する場合あり)

（２）事故発生の状況等について

①事故発生日

令和 7 年 2 月 10 日の下校時

②事故の当事者

ア 通学支援事業の委託先事業者の担当看護師（50 代・女性）

イ 通学支援事業を利用する、人工呼吸器を装着し痰の吸引が必要な市立総合支援学校生徒（10 代・女性）

③事故概要

事故発生後、警察による捜査が続いていたところ、上記②アの看護師が、業務上過失傷害で令和 8 年 6 月 18 日に書類送検されたことを踏まえ、事故の具体的な内容等を教育委員会として確認することができた。

ア 事故の経過

本市の通学支援事業を利用する、医療的ケア児である女子生徒が、令和 7 年 2 月 10 日の下校時、本市からの委託を受けた民間事業者の看護師同乗のもと、福祉タクシーにて学校を出発し、自宅に向け走行していた。

学校を出発後まもなくして、人工呼吸器から機器作動状況の異常を知らせるアラーム音が鳴り、看護師が喀痰吸引や心臓マッサージ等の対応を行ったものの、血中酸素濃度が回復せずに、一時意識不明の状態となった。

福祉タクシー運転手からの救急要請を受けて到着した救急隊による救命措置により、心拍は再開したものの、事故発生時の酸素不足の影響により、蘇生後脳症となり、脳障害への影響が生じた。

イ 事故の要因

警察での捜査の結果、当時、人工呼吸器の加湿回路の外れとそれによる血中酸素濃度の低下によって人工呼吸器のアラーム音が鳴っていた。看護師は、事故当時は、痰詰まりによる呼吸不全と誤信し、血中酸素濃度低下時の対応として、直ちに、バックバルブマスク（口や鼻から手動で空気を送り込む救急用の人工呼吸器具）を用いた呼吸補助を行うなどの適切な救命措置が行われなかった。

④当該事業者（看護師）と業務委託契約を締結するに至った経緯

通学支援事業で利用する事業者（看護師）は保護者に選定いただく制度である中、今回の事業者（看護師）は、当該生徒の保護者が事業利用にあたって、これまでから生徒の医療的ケアを担ってきた実績も踏まえ選定された。

教育委員会においては、当該生徒の保護者の御意向を受けて、保護者が選定された事業者（看護師）が当該生徒の医療的ケアの実施が可能であると確認できたことから、業務委託契約を締結している。

（３）事故を踏まえた再発防止について

事故発生後、警察による捜査が続く中、教育委員会として、速やかに通学支援事業を利用する医療的ケア児の安心・安全を確保するための再発防止に取り組んでいる。

（再発防止の取組状況）

- ・医療的ケア児の引き渡し時の学校並びに事業者における人工呼吸器等の医療機器の作動状況等の点検の徹底
- ・医療的ケア児のケアの状況や日々の体調等に応じて担任教員及び学校看護師の複数名での事業者との引継ぎの実施
- ・事業を利用開始する前に行う試走時（福祉タクシー等に看護師等と保護者が同乗し安全確認を行う）の、緊急時等の具体的措置の確認の徹底
- ・医療や看護等の外部有識者からの助言も得て、上記の取組事項も含めた、通学支援事業ガイドブックの改訂（令和８年２月）

２ 京都市立北総合支援学校における生徒の校内閉じ込め事案について

（１）発生状況等について

①対象生徒

高等部生徒１名（スクールバスを利用せず徒歩等で登下校する自主通学生）

②校内閉じ込めの時間

令和８年７月１７日（金）午後６時４０分頃～１８日（土）午前１０時頃

③主な事案経過

７月１７日（金）

- ・午後３時２０分頃、当該生徒は、教室にて帰りの会を終えた後、一人で５階トイレ（多目的トイレ）に向かう。
- ・午後５時３０分頃、管理職による校内点検の際、同トイレ入口の運動靴を確認し、声をかけたが応答がなく、また、生徒下校時刻後のため、教職員の靴と認識し、校内見回りを続けた。当該管理職は、見回りを終え、教職員の退勤も確認できたため、午後６時４０分頃に校舎を施錠した。

７月１８日（土）

- ・午前１０時頃、保護者からの捜索願を受けて捜索中であった警察官が学校敷地内の校門付近で当該生徒を発見・保護された。この際、警察官から管理職に校内に立ち入るための電話連絡があり、この時点で初めて学校は当該生徒が帰宅していなかった事態を把握した。
- ・午後０時３０分頃に、当該生徒が過ごした環境を確認するため、冷房がついていない状況下で、５階トイレの室温を測定したところ、２６℃であった。

④当該生徒の様子等

- ・当該生徒は、7月18日（土）帰宅後は体調不良等はないと保護者から確認しており、休日明け7月21日（火）・22日（水）とも通常通り登校している。
- ・7月21日（火）の登校時、教員が当該生徒に当時の状況等を聴取したところ、腹痛のため5階トイレに向かったことや、トイレを出て帰ろうとしたときには校門が施錠されていたこと、不安だったが朝になれば誰か来るのではないかと思ひ、5階トイレに備付のベッドで寝たこと、などが分かった。

（２）児童生徒の下校確認（事案発生前）について

①スクールバス等で下校する児童生徒

- ・スクールバス乗車の場合は、事前に共有している乗車名簿で乗務員が乗車確認
- ・保護者送迎や放課後等デイサービスを利用する場合は、保護者や事業所職員へ引き継ぎ、確認

②自主通学生（徒歩等で登下校する生徒（高等部のみ））

- ・放課後等デイサービスを利用する場合は、事業所職員へ引き継ぎ、確認
- ・自身で徒歩や公共交通機関で下校する生徒は授業終了後各自下校（事案前は、校門等での下校確認は未実施）

（３）再発防止について

①北総合支援学校での対応

- ・自主通学生のうち、自身で下校する生徒は、校門で名簿による下校確認を実施（7月21日（火）から実施済）
- ・スクールバス乗車や放課後等デイサービス利用等の児童生徒は、事前に下校方法を確認のうえ、スクールバス乗務員や事業所職員等への引き継ぎを徹底

②市立総合支援学校への安全管理徹底の指示（7月28日）

全総合支援学校長に対して、教育長から、本件事案を踏まえ、各校における下校確認の徹底はもとより、教職員一人一人が危機意識を高め緊張感を持って児童生徒の安全管理にあたるよう、校内の安全管理体制の再点検及び再徹底を指示した。